（農林中央金庫及び特定農水産業協同組合等による信用事業の再編及び強化に関する法律施行規則の一部改正）

第三条　農林中央金庫及び特定農水産業協同組合等による信用事業の再編及び強化に関する法律施行規則（平成九年大蔵省農林水産省令第一号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
附　則 （信用農業協同組合連合会とみなされる特定承継会社に係る農水産業協同組合貯金保険法施行規則以外の命令の適用関係） **第三十八条**　法附則第三十三条第二項の規定により令附則第十六条第一項各号に掲げる法令の規定を適用する場合における次の表の上欄に掲げる命令の規定の適用については、同欄に掲げる命令の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。	**附　則** （信用農業協同組合連合会とみなされる特定承継会社に係る農水産業協同組合貯金保険法施行規則以外の命令の適用関係） **第三十八条**　［同上］

読み替える命令の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
農業協同組合及び農業協同組合連合会の信用事業に関する命令第五十七条の三十一の十八第一項ただし書	貯金者（法	預金者（再編強化法附則第三十三条第二項の規定により適用する法
	貯金者を	預金者を
	貯金者に	預金者に
農業協同組合及び農業協同組合連合会の信用事業に関する命令第五十七条の三十一の十八第一項各号	貯金者	預金者
［略］		

読み替える命令の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
農業協同組合及び農業協同組合連合会の信用事業に関する命令第五十七条の三十一の十八ただし書	［同上］	［同上］
	［同上］	［同上］
	［同上］	［同上］
農業協同組合及び農業協同組合連合会の信用事業に関する命令第五十七条の三十一の十八各号	［同上］	［同上］
［同上］		

備考　表中の［　］の記載は注記である。

（農林中央金庫法施行規則の一部改正）

第四条　農林中央金庫法施行規則（平成十三年内閣府農林水産省令第十六号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した項を加える。

改正後	改正前
（農林中央金庫電子決済等代行業に該当しない行為） **第百四十七条の十六の三**　［略］ ２　法第九十五条の五の二第二項の主務省令で定める行為は、同項第二号に掲げる行為（農林中央金庫電子決済等代行業者（第百四十七条の十六の五第一項に規定する農林中央金庫電子決済等代行業者をいう。第一号において同じ。）の行為に限る。）であって、次の各号のいずれにも該当するものとする。 一　当該農林中央金庫電子決済等代行業者及び農林中央金庫の双方が法第九十五条の五の三第一項に基づき、令和二年五月三十一日までに農林中央金庫電子決済等代行業に係る契約を締結する旨の意思を表示しているもの 二　新型コロナウイルス感染症（新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成二十四年法律第三十一号）附則第一条の二第一項に規定する新型コロナウイルス感染症をいう。）のまん延の影響によりやむを得ず前号に規定する日までに同号の契約を締結することが困難となるもの	（農林中央金庫電子決済等代行業に該当しない行為） **第百四十七条の十六の三**　［同上］ ［項を加える。］